



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年3月1日金曜日 第2449号

## ◇ 目 次 ◇

指定代理納付者の指定.....	( 総務管理課 )	.....93
大規模小売店舗の届出に係る市町等の意見の概要 ( 2 件 ) .....	( 経営支援課 )	.....93
肉用子牛価格安定基金協会の指定.....	( 畜産課 )	.....94
肉用子牛価格安定基金協会の指定の解除.....	( " )	.....94
林業用種苗生産事業者の登録の失効.....	( 森林整備課 )	.....94
林業用種苗生産事業者の登録の抹消.....	( " )	.....94
保安林の指定の解除.....	( " )	.....94
道路の区域変更 ( 県道松山港内宮線外 ) .....	( 中予地方局管理課 )	.....95
道路の区域変更 ( 県道小田柳谷線 ) .....	( 中予地方局久万高原土木事務所 )	.....95
道路の供用開始 ( 県道小田柳谷線 ) .....	( " )	.....95

## 公 告

技能検定の実施 ( 前期 ) .....	( 労政雇用課 )	.....96
技能検定の実施 ( 随時 ) .....	( " )	.....97
二級建築士試験及び木造建築士試験の施行.....	( 建築住宅課 )	.....97

## 告 示

### ○愛媛県告示第167号

地方自治法 ( 昭和22年法律第67号 ) 第231条の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。

平成25年3月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

ヤフー株式会社

東京都港区赤坂九丁目7番1号

- 2 指定代理納付者に納付させる歳入

インターネットを利用して納付するふるさと愛媛応援寄附金に係る寄附金歳入

- 3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

### ○愛媛県告示第168号

大規模小売店舗立地法 ( 平成10年法律第91号。以下「法」という。 ) 第8条第1項の規定により市町から聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

これらの意見は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

平成25年3月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	法第8条第1項の規定により市町から聴取した意見の概要	法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要
フジ垣生店	松山市西垣生町207番2外	予測地点C'、F'、G'において防音壁を設置するなど、騒音の規制基準を遵守できるよう対策を講じられたい。	生活環境保持の見地からの意見はなし。

### ○愛媛県告示第169号

大規模小売店舗立地法 ( 平成10年法律第91号。以下「法」という。 ) 第8条第1項の規定により市町から聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

これらの意見は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

平成25年3月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	法第8条第1項の規定により市町から聴取した意見の概要	法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要
ダイキEX美沢	松山市美沢一丁目9番33号	生活環境保持の見地からの意見はなし。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荷さばき等の車両の出入りを午前9時まで行わないこと。</li> <li>・出入口について、午前7時30分から午前8時30分までは交通整理員を配置すること。</li> <li>・出入口において、午前6時30分から午前7時30分までは従業員の出入りをさせないこと。</li> <li>・午前7時30分から午前8時30分までの出入口及び前面道路の通行量のデータを取り、開店時刻変更後、午前6時30分から午前7時30分までの出入口及び前面道路の通行量のデータを取る。 (出入口の全面道路は生活道路であり、通勤通学等交通量も多いため、安全対策を検討すること。)</li> </ul>

○愛媛県告示第170号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第6条第1項の規定により、次のとおり指定肉用子牛価格安定基金協会を指定した。

平成25年 3月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	指定年月日
公益社団法人愛媛県畜産協会	松山市三番町四丁目4番地7	平成25年 2月 1日

○愛媛県告示第171号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第9条第1項の規定により、次のとおり指定肉用子牛価格安定基金協会の指定を解除した。

平成25年 3月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	指定解除年月日
社団法人愛媛県畜産協会	松山市三番町四丁目4番地7	平成25年 1月31日

○愛媛県告示第172号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定に基づき、次の生産事業者の登録は、失効した。

平成25年 3月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所		生産事業の内容		事業所の名称及び所在地	
	氏名又は名称	住 所	種 穂	苗 木	名 称	所 在 地
211	崎 本 千寿子	喜多郡内子町立石96	1 採取 2 精選	1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木の育成	崎本農園	喜多郡内子町立石
323	藤 原 巖	西条市丹原町寺尾462		2 幼苗以外の苗木の育成		西条市丹原町寺尾
329	橋 敬志郎	宇和島市津島町御内637		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木の育成	橋種苗園	宇和島市津島町御内高知県宿毛市橋上町

○愛媛県告示第173号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定に基づく次の生産事業者の登録を抹消した。

平成25年 3月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所		生産事業の内容		事業所の名称及び所在地	
	氏名又は名称	住 所	種 穂	苗 木	名 称	所 在 地
60	宇 高 正	四国中央市金田町三角寺甲42-3		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木の育成		四国中央市金田町三角寺
246	宇都宮 義 広	北宇和郡鬼北町大字北川634		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木の育成		北宇和郡鬼北町大字北川

○愛媛県告示第174号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成25年 3月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除に係る保安林の所在場所

西条市中野字向坂丙42の2、市之川字大平見道ノ上6797の3、  
津越字所後7037の3  
2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備  
3 解除の理由  
送電変電施設用地とするため

○愛媛県告示第175号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 3月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	松山港内宮線	松山市内宮町甲512番13から 同町甲512番14まで	旧	メートル 19.7～28.8	キロメートル 0.175	
			新	19.7～25.5	0.175	
"	平田北条線	松山市内宮町甲512番14	旧	28.7～30.0	0.095	
			新	17.6～20.4	0.095	

○愛媛県告示第176号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 3月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	小田柳谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字菅行4730番地先から 同字4748番地先まで	旧	メートル 4.1～5.4	キロメートル 0.113	
		上浮穴郡久万高原町西谷字菅行4745番2から 同字4745番2まで	新	5.3～70.6	0.113	
"	"	上浮穴郡久万高原町西谷字菅行4800番地先から 同字4801番2まで	旧	3.6～11.8	0.040	
		上浮穴郡久万高原町西谷字菅行4799番2から 同字4801番2まで	新	3.6～32.7	0.040	
"	"	上浮穴郡久万高原町西谷字菅行4802番2から 同字4802番1地先まで	旧	3.6～16.7	0.026	
		上浮穴郡久万高原町西谷字菅行4802番2から 同字4801番5まで	新	9.4～16.7	0.026	

○愛媛県告示第177号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 3月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田柳谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字菅行4802番2から 同字4801番5まで	平成25年 3月 1日

公 告

○ 公 告

技能検定の実施について

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、前期技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成25年 3月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 実施職種及び等級の区分

技能検定は、次の表の左欄に掲げる職種について、同表の右欄に掲げる等級に区分して実施する。

職 種	等 級
造園、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造に係るものに限る。）、金属熱処理、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、数値制御フライス盤、横中ぐり盤、平面研削盤、円筒研削盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、放電加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、産業車両整備、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、建具製作（木製建具手加工に係るものに限る。）、プラスチック成形、陶磁器製造、石材施工、とび、左官、タイル張り、畳製作、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、シーリング防水工事及びFRP防水工事に係るものに限る。）、内装仕上げ施工、熱絶縁施工（保温保冷工事に係るものに限る。）、サッシ施工、表装、塗装（建築塗装及び金属塗装に係るものに限る。）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。）、商品装飾展示及びフラワー装飾	1級及び2級
造園、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造に係るものに限る。）、金属熱処理、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、平面研削盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、建築板金（内外装板金に係るものに限る。）、工場板金、仕上げ（機械組立仕上げに係るものに限る。）、機械保全、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事に係るものに限る。）、塗装（金属塗装に係るものに限る。）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。）、写真（肖像写真に係るものに限る。）、商品装飾展示及びフラワー装飾	3級

2 試験の方法

実技試験及び学科試験

3 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

ア 実技試験

平成25年 6月 5日（水）から 9月10日（火）までの間において、愛媛県職業能力開発協会が指定する日

イ 学科試験

実施職種ごとに、次の表のとおりとする。

職 種	等 級	実 施 期 日
造園、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造に係るものに限る。）、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、平面研削盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、建築板金（内外装板金に係るものに限る。）、工場板金、仕上げ（機械組立仕上げに係るものに限る。）、機械保全、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事に係るものに限る。）、塗装（金属塗装に係るものに限る。）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。）、商品装飾展示及びフラワー装飾	3級	平成25年 7月21日(日)
造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、シーリング防水工事及びFRP防水工事に係るものに限る。）、サッシ施工及び塗装（建築塗装及び金属塗装に係るものに限る。）、	1級及び2級	平成25年 8月25日(日)
金属熱処理	3級	
機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、数値制御フライス盤、横中ぐり盤、平面研削盤、円筒研削盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。）及び商品装飾展示	1級及び2級	平成25年 9月 1日(日)
写真	3級	平成25年 9月 4日(水)
鋳造（鋳鉄鋳物鋳造に係るものに限る。）、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、陶磁器製造、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工（保温保冷工事に係るものに限る。）、表装及びフラワー装飾	1級及び2級	平成25年 9月 8日(日)

(2) 実施場所

愛媛県職業能力開発協会が指定する場所

4 技能検定受検申請書の提出期間

平成25年 4月 8日（月）から19日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

5 技能検定受検申請書の請求先及び提出先  
 松山市久米窪田町487の2 愛媛県産業技術研究所内  
 愛媛県職業能力開発協会

○ 公 告

技能検定の実施について

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、随時技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成25年 3月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 実施職種及び等級の区分

技能検定は、次の表の左欄に掲げる職種について、同表の右欄に掲げる等級に区分して実施する。

職 種	等 級
さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装	3 級
さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装	基礎 1 級及び基礎 2 級

注 3級の試験については、当該職種に係る基礎1級又は基礎2級に合格した者に限り受けることができる。

2 試験の方法

実技試験及び学科試験

3 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

ア 実技試験

平成25年 4月 1日（月）から平成26年 3月31日（月）までの間において、愛媛県職業能力開発協会が指定する日

イ 学科試験

平成25年 4月 1日（月）から平成26年 3月31日（月）までの間において、愛媛県職業能力開発協会が指定する日

(2) 実施場所

愛媛県職業能力開発協会が指定する場所

4 技能検定受検申請書の提出期間

原則として、技能検定試験実施期日の30日前まで受け付ける。

5 技能検定受検申請書の請求先及び提出先

松山市久米窪田町487の2 愛媛県産業技術研究所内  
 愛媛県職業能力開発協会

○ 公 告

二級建築士試験及び木造建築士試験の施行について

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成25年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成25年 3月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の施行日時

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

平成25年 7月 7日（日）午前10時から午後 5時10分まで

イ 建築設計製図の試験

平成25年 9月15日（日）午前11時から午後 4時まで

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

平成25年 7月28日（日）午前10時から午後 5時10分まで

イ 建築設計製図の試験

平成25年10月13日（日）午前11時から午後 4時まで

2 試験の場所

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

松山市文京町 3 愛媛大学

イ 建築設計製図の試験

松山市文京町3 愛媛大学

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

松山市文京町3 愛媛大学

イ 建築設計製図の試験

松山市文京町3 愛媛大学

3 受験申込手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 郵送による受験申込みについては、次のいずれかに該当する者に限り行うことができる。

(ア) 過去に二級建築士試験又は木造建築士試験を受験した者であって、受験申込書に平成24年以前の二級建築士試験又は木造建築士試験の受験票又は不合格の通知書を添えているもの

(イ) 受験申込書にやむを得ない理由により直接提出することができないことを証する書面を添えている者

イ 受験申込書は、平成25年3月19日(火)から4月3日(水)までの間に、ウ(イ)に掲げる提出先に簡易書留郵便で送付すること。ただし、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

ウ 受験申込書の請求先及び提出先

(ア) 請求先

①財団法人建築技術教育普及センターのホームページからインターネットにより請求

②財団法人建築技術教育普及センター受験申込書配布係に、氏名、送付先住所、電話番号、試験種別・区分を明記のうえ、FAXで請求

(イ) 提出先

財団法人建築技術教育普及センター本部(〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14番地1)

(2) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、それぞれこれらの試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

平成25年3月28日(木)午前10時から4月3日(水)午後4時までの間に、財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaeic.jp/>)において、必要な事項を入力して申し込むこと。

(3) 受付場所における受験申込み

ア 受験申込書は、平成25年4月11日(木)から4月15日(月)までの午前10時から午後5時までの間に、イ(イ)に掲げる提出先に直接提出すること。

イ 受験申込書の請求先及び提出先

(ア) 請求先

社団法人愛媛県建築士会(松山市二番町4丁目1番地5 愛媛県建築士会館内)

(イ) 提出先

社団法人愛媛県建築士会(松山市二番町4丁目1番地5 愛媛県建築士会館内)

4 建築設計製図の課題

平成25年6月12日(水)(予定)から財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部(広島県広島市中区大手町二丁目11番15

号)及び社団法人愛媛県建築士会(松山市二番町4丁目1番地5)に掲示するとともに、学科の試験の試験場に掲示する。

5 学科の試験の合格通知

(1) 二級建築士試験

平成25年8月27日(火)(予定)付けで通知する。

(2) 木造建築士試験

平成25年9月10日(火)(予定)付けで通知する。

6 合格発表

平成25年12月5日(木)(予定)付けの愛媛県報で公告する。